

小田原市ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱

(平成4年2月1日)

小田原市ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し、医療費を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
 - (2) 20歳未満の者で別表第1に定める程度以上の障害の状態にあるもの
 - (3) 20歳未満の者で次のいずれかに該当するもの
 - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校及び中等教育学校の後期課程(同法第58条第1項に規定する専攻科及び別科を除く。)に在学している者
 - イ 学校教育法第1条に規定する高等専門学校(第4学年以上の者を除く。)に在学している者
 - ウ 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部に在学している者
 - エ 学校教育法第125条第1項に規定する専修学校の高等課程に在学している者
 - オ 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校のうち外国人学校高等部に在学している者
- 2 この要綱において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、当該児童が児童を監護しない父又は母(別表第2に定める程度の障害の状態にあるときを除く。)と生計を同じくしているとき又は父若しくは母の配偶者(別表第2に定める程度の障害の状態にあるときを除く。)に養育されているときを除く。
- (1) 父又は母が死亡した児童
 - (2) 父母が婚姻を解消した児童
 - (3) 父又は母が別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
 - (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
 - (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
 - (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
 - (7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(9) 前各号に掲げる児童のほか、市長が特に必要と認める児童

3 この要綱にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

4 この要綱（前項の規定を除く。）にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

5 この要綱において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、父及び母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3に規定する里親以外のものをいう。

(1) 父及び母が死亡した児童

(2) 第2項各号のいずれかに該当する児童で、父又は母のいずれにも監護されないもの（医療費の助成を受けることができる者）

第3条 この要綱により医療費の助成を受けることができる者は、小田原市に住所を有する者のうち、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（以下医療保険各法という。）の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者で、ひとり親家庭の父、母及び児童並びに養育者及び養育者が養育する児童とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱による医療費の助成を受けることができる者としなない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者

(2) 児童福祉法の規定に基づく措置により医療を受給している者

(3) 小田原市重度障害者医療費助成要綱（平成28年小田原市告示第98号）の規定により医療費の助成を受けることができる者

（所得による制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者及びその者と生計を同じくする者は、この要綱による医療費の助成を受けることができる者としなない。

(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の扶養親族等（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に規定する控除対象配偶者及び同項第34号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）及び当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持していたものの有無及び数に応じて、別表第3（次のいずれかに該当する児童の養育者にあつては、別表第4）に定める額以上であるとき。この場合において、ひとり親等（父又は母に限る。）

の監護する児童が父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、当該費用の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）については、当該ひとり親等が支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

ア 第2条第2項第1号又は第4号に該当する児童で、かつ、父又は母がないもの

イ 第2条第2項第6号に該当する児童で、かつ、父又は母がないもの

ウ 父及び母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

エ 第2条第2項第7号に該当する児童で、母が死亡し、又はその生死が明らかでないもの

オ 第2条第2項第8号に該当する児童

(2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得の額が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第5に定める額以上であるとき。

2 前項の規定は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、ひとり親等又はその扶養親族等の所有する住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地若しくは家屋又は機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、賠償金等により補填された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合は、その損害を受けた者がある場合は、その損害を受けた日の属する月から翌年の12月31日までの間は、その者の前々年の所得に関しては、適用しない。

3 第1項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金及び第31条の10に規定する父子家庭自立支援給付金（次項において「母子家庭自立支援給付金等」という。）に係るものを除く。）及びひとり親等（父又は母に限る。）がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次項において同じ。）に係る所得とする。

4 第1項に規定する所得の額は、前年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭自立支援給付金等に係るものを除く。）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例

等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額、同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びにひとり親等（父又は母に限る。）がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額の合計額から8万円を控除した額）とする。

5 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって算定した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、当該控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（父及び母を除く。）については、27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

(6) 前々年分の所得税につき、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第12条第1項によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第24条に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

（医療証の交付申請）

第5条 ひとり親等は、第3条第1項に規定する者（同条第2項及び前条の規定により、医療費の助成を受けることのできない者を除く。以下「対象者」という。）について、この要綱による医療費の助成を受けようとするときは、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請書（様式第1号）により、市長に申請し、あらかじめ、福祉医療証（様式第2号。以下「医療証」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けているものが児童扶養手当証書を提示したときは、第2号から第5号までに掲げる書類は、添付を要しない。

(1) 対象者が医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書

類

- (2) ひとり親家庭等認定調書
- (3) 世帯の状況を証する書類
- (4) 世帯全員の住民票記載事項に関する証明書
- (5) ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類
(医療証の交付)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、医療費を助成することに決定したときは、申請者に対し、医療証を交付する。

- 2 市長は、前項の審査の結果、医療費を助成しないことに決定したときは、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請却下決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
(医療証の有効期間)

第7条 医療証の有効期間は、毎年12月31日までとし、1月1日に更新する。
(医療証の再交付)

第8条 医療証の交付を受けた者は、医療証を破り、汚し、又は紛失したときは、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証再交付申請書(様式第4号)を市長に提出し、医療証の再交付を受けなければならない。この場合において、医療証を破り、又は汚した場合の再交付の申請にあつては、当該医療証を添えて申請しなければならない。

- 2 医療証を紛失したため、医療証の再交付を受けた者は、当該紛失した医療証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。
(医療証の返還)

第9条 医療証の交付を受けた者は、医療費の助成を受ける資格を喪失したとき又は医療証の有効期間が満了したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。
(医療費の助成)

第10条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費(診療報酬の額の算定方法により算定された額又は当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、当該算定方法により算定された額を超える額を除く。)のうち、これらの法令の規定により、対象者又は対象者に係る医療保険各法による世帯主若しくは被保険者その他これらに準ずる者が負担すべき額(入院時食事療養費の標準負担額は除く。)を助成する。

- 2 対象者が他の法令の定めにより医療に関する給付を受けることができる場合は、当該給付を限度として、前項の助成は、行わない。
(助成の方法)

第11条 医療費の助成は、対象者が、病院、診療所、薬局、その他の診療等を行う者(以下「病院等」という。)に医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成すべき

額を当該病院等に支払うことにより行う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、助成すべき額をひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(1) 医療保険各法の規定により、対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費の支給を受けたとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項のただし書の規定により、医療助成費の支給を受けようとするひとり親等は、ひとり親家庭等医療費助成事業医療助成費支給申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請書には、療養費又は家族療養費の支給を受けたことを証する書類を添付しなければならない。ただし、小田原市が国民健康保険の保険者として対象者に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

（届出義務）

第12条 ひとり親等は、次に掲げる事由が生じたときは、ひとり親家庭等医療費助成事業申請事項変更（消滅）届（様式第6号）に医療証を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 医療証に記載された対象者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 医療保険各法の保険の種類又は保険証の記載事項に変更があったとき。

(3) 医療証に記載された対象者の一部又は全部が対象者としての要件を欠くこととなったとき。

(4) 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。

2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、毎年、現況届を市長に提出しなければならない。ただし、児童扶養手当法の規定による児童扶養手当受給者が継続し手当を受給する場合における現況届については、この限りでない。

（資格要件消滅の通知）

第13条 市長は、対象者がこの要綱の規定による医療費の助成を受ける資格を失ったと認めるときは、ひとり親家庭等医療費助成事業受給資格消滅通知書（様式第7号）により、当該対象者であったものに通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

（譲渡又は担保の禁止）

第14条 この要綱の規定により医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第15条 偽りその他不正な手段により医療費の助成を受けた者があるときは、市長は、助成した額の一部又は全部を返還させることができる。

（添付書類の省略）

第16条 市長は、この要綱の定めるところにより申請書又は変更届に添付すべき書類について、当該添付書類に記載される事項を公簿等により確認することができる場合にあっては、当該書類の添付を要しないこととすることができる。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

様式 略

別表第1（第2条関係）

- 1 両眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常があるものについて測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡感覚に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 1上肢のすべての指を欠くもの
- 10 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 1下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表第2（第2条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能にさせ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能にさせ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能にさせ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

別表第3（第4条関係）

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	192万円
1人以上	192万円に扶養親族等又は児童1人につき38万円を加算した額（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）があるときは、当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）1人につき15万円をその額に加算した額）

別表第4（第4条関係）

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	236万円
1人	274万円
2人以上	274万円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき38万円を加算して得た額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当

	該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円を加算した額)
--	--

別表第5 (第4条関係)

扶養親族等の数	金額
0人	236万円
1人	274万円
2人以上	274万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族1人につき38万円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円を加算して得た額)